

## 「第2回ぱあとなあ山口全体会議

・第1回弁護士会との連絡協議会」を開催しました。

平成25年8月3日（土）12時30分から山口県身体障害者福祉センターで、第2回ぱあとなあ山口全体会議が開催されました。

会議には会員36名が出席し、審議事項・報告連絡終了後、各圏域に分かれて、グループ討議を行いました。



### 討議テーマ

成年後見人として実践している身上監護実務は何か？身上監護実務をする上で、被後見人の意思を尊重し、かつ心身の状態および生活の状況に配慮するためにどのようなことを実践しているか？

#### 1、成年後見人として実践している身上監護実務は何か？

- ① 被後見人等が生活する上で必要な手続き、契約等
  - ・ 公共料金等の支払いに関する手続き
  - ・ 年金、健康保険、介護保険、自立支援関係の手続き  
（年金の現況届・介護認定新規、更新申請・自立支援関係の申請等）
  - ・ 介護保険、障害者自立支援関係のサービス利用の際の手続き、契約
  - ・ 入院時の手続き、医療契約
  - ・ 介護計画、施設サービス計画、自立支援計画等の同意
  - ・ 被後見人等の自宅の管理  
（自宅の修理、庭木の剪定、草刈等を業者に依頼）
  - ・ 郵便物の管理（手続きが必要な物は行う）
  - ・ 日用品の購入  
（可能な限りヘルパー等へ依頼するが、できない場合は行う）
  - ・ 福祉制度利用のための手続き  
（障害者手帳申請、生活保護受給手続き等）
  - ・ 行政、サービス提供者等との連絡・調整
  - ・ 月1回の定期訪問を行い、関係者から本人の生活状況、身体状況、健康状況を聞き取り、必要な手続きを都度行っている
  - ・ 遺産相続
  - ・ 借金調査・情報収集

② 被後見人等の希望を叶えるための行為

- 県外への墓参りへの同行
- 病院に受診する時の付き添い、買い物への同行
- 旅行を希望された時、施設側との協議、施設職員に同行を依頼し、旅行を実現させた
- コンサートへの同行
- 被後見人等とのコミュニケーション
- 介護計画、自立支援計画等に本人の意向を反映させる
- 外出、外食等の同行
- 本人にあった施設の選定
- 本人と家族との意向が違う場合はそれぞれの意向を調整し、最終的には本人の意向が尊重されるようにする。

③ その他

- 家族がおられる方の場合は、連絡、調整、相談等
- 住所に変更があった場合の登記事項の変更

2、身上監護実務を行う上で、被後見人の意思を尊重し、配慮するためにどのようなことを実践しているか

- 被後見人の意向を汲み取る努力。しっかりコミュニケーションを取っている
- 被後見人と信頼関係を築くため、週1回は訪問している
- 写真を利用。(物に執着のある認知症の方に、所持品を写して見せ、安心してもらう。入所施設選択時に写真を見せて本人が選べるように。)
- 身内であればどう対応するか、という認識で対応している。
- 周囲の方と意見が異なる場合は、被後見人等意思を尊重し、被後見人の立場で、周囲の方との調整している。
- 被後見人の意向をサービス提供者に伝える。
- 被後見人とかかわりが多い方や関係機関等からの情報を得ている。
- 入所後は、施設職員とのコミュニケーションを図っている。
- 面会時は、施設職員等から情報収集している。
- 施設行事に参加している。
- 行政、支援者との連携、信頼関係の構築に努めている。
- 後見人等ができることと、できないことをはっきり説明するようにしている。
- 親族と被後見人の調整、架け橋役。
- ケアプランを確認し、支援の方向性について考慮している。
- 本人の死生観を確認しておく

14時00分からは、弁護士会との連絡協議会が開催され、弁護士10名の方が参加されました。ばあとなあ山口全体会議で検討した内容を発表し、続いて弁護士が実践している身上監護について発言をいただきました。



#### 弁護士が実践している身上監護

- ①信頼関係の構築というわけでもないが、施設入所の方なので、事実行為でも、自分でできることはやっている。病院への付き添い後、買い物や外食に付き添っている。家の様子も気にかかると思うので家を一緒に見に行ったりしている。
- ②施設利用者、親族の支援が得られているので、親族と相談しながらニーズを把握して親族に動いていただいている。

今回、成年後見人等が実践する身上監護についてはばあとなあ山口会員や弁護士の方から多くの意見がだされましたが、互いに共通した意見は、身上監護と事実行為に線引きすることは難しいとのことでした。

今後、成年後見人等が実践する身上監護について、各圏域での勉強会においても意見交換を行っていき、より質の高い後見活動を実践していくことを確認して、会議を終了しました。

### ～お知らせ～

#### ① 次回全体会議及び弁護士との連絡協議会

日時 平成25年12月7日(土) 12:30～

場所 未定

※会議終了後、忘年会を予定しております、みなさまのご参加をお待ちしております。

#### ② 各圏域勉強会の実施状況

- |         |   |
|---------|---|
| 下関・長門圏域 | : 1回/3ヶ月のペースで下関市勤労福祉会館にて午後6時半から開催<br>内容は成年後見ビギナーズ・事例検討・成年後見Q&Aです。                 |
| 宇部圏域    | : 1回/3ヶ月 第2木曜日 宇部市シルバーふれあいセンターにて<br>午後7時から開催<br>内容は成年後見活動における疑問点の検討               |
| 山口・萩圏域  | : 年数回実施 場所未定<br>内容は事例検討・意見交換など  |
| 周南圏域    | : 毎月1回周南市徳山保健センターにて午後7時から開催<br>(注:8月は休み)<br>これまで取り上げた内容:「取消権に関する諸問題」「多重債務の法的解決」など |
| 岩国圏域    | : 今後、年数回実施予定  |